

各自治会長・営農団体代表者様

阿東土木事務所  
(維持・整備担当扱い)

## 「道路維持活動助成事業」について

平素は、本市の道路行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、3月号の市報配布時に各自治会長様並びに営農団体様にお知らせしました「道路維持活動助成事業」の関係書類を送付します。

農繁期でご多用中とは存じますが、何卒よろしくお願いたします。

### 記

● **送付書類** (◎契約書の住所や氏名で間違いがあれば、ご連絡ください。)

- ・市道除草業務委託契約書 2部 (2部ともご提出してください。)
- ・道路管理協定書 2部 (2部ともご提出してください。)
- ・見積書 1部
- ・道路維持活動助成事業報告書 2部 (1回目用、2回目用です。)
- ・請求書 1部
- ・委任状 1部

草刈り作業は、必ず年2回以上はお願いします。

● **注意事項**

- ① 市道除草業務委託契約書、道路管理協定書、見積書のご提出を、早急にお願いします。
- ② 1回目の草刈り作業が終わりましたら、道路維持活動助成事業報告書と写真のご提出をお願いします。
- ③ 2回目の草刈り作業が終わりましたら、道路維持活動助成事業報告書と写真併せて請求書、委任状のご提出をお願いします。

■ 書き損じ等で書類が必要であれば、下記までご連絡ください。

※ 提出先は、最寄りの地域交流センター分館または、阿東土木事務所まで、ご提出してください。

ご不明、ご質問等がございましたら下記の問合せ先まで、ご連絡をお願いします。

★ **問合せ先** 阿東土木事務所 維持・整備担当 (TEL 956-0980)

## 市道除草業務委託契約書

市道の除草業務の委託について、山口市（以下「発注者」という。）と 代表者 （以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

### （目 的）

第1条 市道の維持管理について地域との協働により道路の良好で安全な状態を保つことを目的に、発注者は、次に掲げる市道の除草業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

地 域	施工場所	面 積
山口市阿東 地内	別添位置図のとおり	草刈・枝切 ( $\text{m}^2$ )

### （委託期間）

第2条 市道の除草業務の委託期間は、令和7年5月13日から令和7年11月28日までとする。

### （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次に掲げる金額とする。

金 円（消費税含む）

### （契約の履行）

第4条 受注者は、業務を行う際には、自ら責任をもって安全管理に注意し行うものとする。

### （委託料の請求）

第5条 受注者は、業務着手前に着手前写真、業務完了後に完了後写真及び請求書を発注者に提出するものとする。

### （委託料の支払）

第6条 委託料の支払いは業務完了後とする。ただし、発注者が概算払いの必要があると認めるときは、受注者に概算払い金を支払うことができるものとする。

2 発注者は、委託料を受注者の提出する適法な支払請求書に基づき、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(実地調査等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、市道の維持管理の状況について随時実地に調査し、又は受注者に対して所要の報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第9条 この契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第10条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月12日

発注者 住 所 山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴 (印)

受注者 住 所 山口市阿東  
団 体 名

代表者氏名 (印)

# 市道除草業務委託契約書

市道の除草業務の委託について、山口市（以下「発注者」という。）と 代表者 （以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

## （目 的）

第1条 市道の維持管理について地域との協働により道路の良好で安全な状態を保つことを目的に、発注者は、次に掲げる市道の除草業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

地 域	施工場所	面 積
山口市阿東 地内	別添位置図のとおり	草刈・枝切 ( $\text{m}^2$ )

## （委託期間）

第2条 市道の除草業務の委託期間は、令和7年5月13日から令和7年11月28日までとする。

## （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次に掲げる金額とする。

金 円（消費税含む）

## （契約の履行）

第4条 受注者は、業務を行う際には、自ら責任をもって安全管理に注意し行うものとする。

## （委託料の請求）

第5条 受注者は、業務着手前に着手前写真、業務完了後に完了後写真及び請求書を発注者に提出するものとする。

## （委託料の支払）

第6条 委託料の支払いは業務完了後とする。ただし、発注者が概算払いの必要があると認めるときは、受注者に概算払い金を支払うことができるものとする。

2 発注者は、委託料を受注者の提出する適法な支払請求書に基づき、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(実地調査等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、市道の維持管理の状況について随時実地に調査し、又は受注者に対して所要の報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第9条 この契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第10条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月12日

発注者 住 所 山口市亀山町2番1号

山口市長 伊藤 和貴 ⑩

受注者 住 所 山口市阿東  
団 体 名

代表者氏名 ⑩

# 道路管理協定書

道路管理者 山口市と 代表者 (以下「受託団体」という。)は、市道の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市道の維持管理について地域との協働により、道路の良好で安全な状態を保つことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 市道 道路法(昭和27年法律第180号)第16条の規定に基づいて山口市が管理する道路をいう。

(維持管理等)

第3条 受託団体は、別添図面に示す範囲の市道の除草及び清掃等の維持管理を行うものとする。また、その範囲が民有地の場合は、所有者に十分配慮して維持管理活動を行うこと。

2 維持管理活動を行う際には、自ら責任をもって安全管理に注意し行うものとする。

3 維持管理において発生したゴミ等は、適切に処分するものとする。

(活動期間)

第4条 本協定に基づく活動を行なう期間は、協定締結の日からその年度の3月31日までとする。

(その他)

第5条 本協定に定めるもののほか、本協定に関して生じた疑義については、山口市及び受託団体が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

令和7年5月12日

山口市

住 所 山口市亀山町2番1号

氏 名 山口市長 伊藤 和貴 (印)

受託団体

住 所 山口市阿東

団 体 名

代表者氏名 (印)

# 道路管理協定書

道路管理者 山口市と 代表者 (以下「受託団体」という。)は、市道の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市道の維持管理について地域との協働により、道路の良好で安全な状態を保つことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 市道 道路法(昭和27年法律第180号)第16条の規定に基づいて山口市が管理する道路をいう。

(維持管理等)

第3条 受託団体は、別添図面に示す範囲の市道の除草及び清掃等の維持管理を行うものとする。また、その範囲が民有地の場合は、所有者に十分配慮して維持管理活動を行うこと。

2 維持管理活動を行う際には、自ら責任をもって安全管理に注意し行うものとする。

3 維持管理において発生したゴミ等は、適切に処分するものとする。

(活動期間)

第4条 本協定に基づく活動を行なう期間は、協定締結の日からその年度の3月31日までとする。

(その他)

第5条 本協定に定めるもののほか、本協定に関して生じた疑義については、山口市及び受託団体が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

令和7年5月12日

山口市

住 所 山口市亀山町2番1号

氏 名 山口市長 伊藤 和貴 (印)

受託団体

住 所 山口市阿東

団 体 名

代表者氏名 (印)

# 見 積 書

山口市長 様

(受注者) 住 所 山口市阿東  
団 体 名  
代表者氏名 ⑩  
電 話 番 号

令和7年5月12日

委 託 名	道路維持活動助成事業
委 託 場 所	山口市阿東 地内

上記の委託について、次のとおり見積りします。

見 積 金 額	¥ (消費税を含む)
---------	------------

内 訳 書
草刈・枝切 (円) × (㎡) = (円) ※消費税を含む

# 道路維持活動助成事業実施報告書

令和 年 月 日

山口市長 様

(受注者) 住 所 山口市阿東  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

道路維持活動助成事業を下記のとおり実施したので、届け出ます。

## 記

業 務 場 所	山口市阿東 地内
実 施 路 線 名	
実 施 予 定 延 長	延長 L = m
実 施 予 定 面 積 等	草刈・枝切 A = m <sup>2</sup>
業 務 実 施 日	令和 7年 月 日 から 令和 7年 月 日
業 務 完 了 日	令和 7年 月 日
参 加 人 数	人

提出写真：写真については、草刈作業等業務路線毎（同じ撮影位置の起点・終点の写真は望む。業務区間 L=100m以上は、およそ 100m区間毎を望む。）の実施前と実施後で撮影したものを添付してください。

# 道路維持活動助成事業実施報告書

令和 年 月 日

山口市長 様

(受注者) 住 所 山口市阿東  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

道路維持活動助成事業を下記のとおり実施したので、届け出ます。

## 記

業 務 場 所	山口市阿東 地内
実 施 路 線 名	
実 施 予 定 延 長	延長 L = m
実 施 予 定 面 積 等	草刈・枝切 A = m <sup>2</sup>
業 務 実 施 日	令和 7年 月 日 から 令和 7年 月 日
業 務 完 了 日	令和 7年 月 日
参 加 人 数	人

提出写真：写真については、草刈作業等業務路線毎（同じ撮影位置の起点・終点の写真は望む。業務区間 L=100m以上は、およそ 100m区間毎を望む。）の実施前と実施後で撮影したものを添付してください。

# 請 求 書

令和 年 月 日

山口市長 様

(受注者) 住 所 山口市阿東  
団 体 名  
代表者氏名 ⑩  
(電話番号)

下記のとおり、道路維持活動助成事業による契約に対する代金を請求します。

記

一金円也

振 込 先

金 融 機 関	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所								
預 金 種 別	普通・当座 口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
(フリガナ) 口座名義人	-----									

(※1. 口座名義 (フリガナ) は、団体名や肩書きなども、通帳に書いてあるとおりに正確に記入をお願いします。)

(※2. 口座名義と自治会名称等が異なる場合は、委任状が必要となります。)

# 委任状

令和 年 月 日

## 委託料について

私は下記の者を代理人と定め、次の業務に関する委託料受領の権限を委任する。

事業名 道路維持活動助成事業  
委任者 山口市阿東  
団体名  
代表者氏名 ⑧

受任者

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ) .....

氏 名 \_\_\_\_\_

振込先

金融機関	銀行 本店 金庫 支店 組合 支所								
預金種別	普通・当座 口座番号 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								
(フリガナ) 口座名義人	.....								

(※1. 口座名義 (フリガナ) は、団体名や肩書きなども、通帳に書いてあるとおりに正確に記入をお願いします。)

(※2. 口座名義と自治会名称等が異なる場合は、委任状が必要となります。)